

東部地区支線バス車両広告募集要項

蒲郡市地域公共交通会議では、民間企業等との協働を図りつつ、支線バスの収入を確保することで安定的な運行に寄与することを目的とし、平成28年12月に「支線バス車両広告掲載要綱（以下要綱といいます。）」を定めました。

この要項は、要綱第22条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、蒲郡市内で運行する支線バス（東部地区支線バス「とがみくるりんバス」）車両に掲載する有料広告について、必要な事項を定めるものです。

申込みに関する書類は、要綱に規定する様式をご利用ください。

1 募集内容

(1) 広告を掲載する媒体

支線バス車両（ジャンボタクシー）

(2) 車両、広告規格、枚数及び広告料

路線名	貼付箇所		枠数	規格	月額広告掲載料 1枚当たり（税込）
東部地区支線バス（とがみくるりんバス）	B	側面上部 （乗降口側・後方）	1	縦 25 cm× 横 120 cm	1,800 円
	C	側面上部 （運転席側・前方）	1	縦 25 cm× 横 120 cm	1,800 円

運行日は、火、木、土曜日（年末年始 12/30 から 1/3 は運休）1日7便運行

2 広告の掲載位置

別紙を参照

3 広告の掲載期間

希望時期から原則年度末

4 募集期間

随時募集します。

5 申込資格

(1) 市に納付すべき市税等、及び地方税、国税を完納していること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員でないこと。

※「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付蒲郡市長・蒲郡警察署締結）に基づく排除措置を受けた者でないこと。

6 申込方法

支線バス車両広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、署名・押印したものを下記まで持参または郵送にて、お申込みください。

申込書には①広告掲載物デザイン（様式は任意ですが、広告の内容・デザインが分かるもの）、②会社案内等（会社概要がわかるもの）を添付してください。広告デザインについては、必要に応じて蒲郡市広告審査委員会の意見を求め、選定します。

7 広告の作成・掲載方法

車体に掲載する特殊フィルム又はマグネットは、広告主の責任及び負担で広告掲載決定後に作成していただきます。

また、運行開始日前日にバス車両への貼り付け作業を行います。

8 広告料の納入

広告料は広告掲載決定後、掲載する全期間分を一括して蒲郡市地域公共交通会議に納入していただきます。

9 広告主及び広告等の審査

(1) 同一箇所に広告掲載の申込者が複数あったときは、次の順位により広告申込者を決定します。

- ① 市内に本社、若しくは本店を有する企業又は自営業
- ② 市内に支店、営業所等を有する企業又は自営業
- ③ 上記に規定する以外のもの

同一順位で申込みが複数ある場合は、公開抽選により広告申込者を決定するものとします。

(2) (1)の後、掲載または不掲載決定通知書、納付書を発送しますので、バスの車体に貼り付ける広告を貼付作業実施までに作成してください。

なお、申込書を提出した時点で、「5 申込資格」について蒲郡市が確認することに同意していただいたものとみなします。申込資格を満たしていないとわかった時点で、速やかに車両広告不掲載決定通知書をお送りしますが、申込資格のない場合には広告掲載物デザインにかかった経費は申込者のご負担になりますので、十分ご注意ください。

10 審査の決定通知

選定後、速やかに支線バス車両広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により通知します。

1 1 掲載決定後の取り消し

蒲郡市地域公共交通会議が定めた規定に違反しているとき、または偽り
その他不正な手段により広告掲載の承認を受けたときは、蒲郡市地域公共
交通会議は広告掲載の決定を取消することができます。そのことにより、広告
主が受けた損害について、蒲郡市地域公共交通会議は賠償しません。

1 2 その他留意事項

- (1) 広告掲載の募集及び広告掲載の決定は月単位で行ないますので、一部
の期間に限定して広告掲載を希望する場合も申込みをすることができま
す。
- (2) 掲載期間の途中に運行経路、ダイヤ、バス停、車両等が変更になる場
合があります。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により運休があった場合については、期
間の延長や料金の減額は行いません。
- (4) 月の途中から掲載を希望する場合又は、月の途中で掲載を終了する場
合は1月分の掲載料が必要です。

手続きの流れ

申し込み・広告掲載物デザイン提出（広告主）
掲載または不掲載決定通知書、納付書発送（蒲郡市地域公共交通会 議）
広告掲載物作成（広告主）
支線バス車両に貼付（広告主） ※掲載物貼り付けの際は、運行事業者と調整してください。
広告掲載運行開始
広告掲載料の納付（広告主）

お申込・お問合せ先

蒲郡市地域公共交通会議（事務局：蒲郡市役所総務部交通防犯課）

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

Tel 66-1156 Fax 66-1183

Mail kotsu@city.gamagori.lg.jp

蒲郡市東部支線バス車両広告掲載貼付箇所

